

番号	陳情 第49号	受理年月日	令7.1.20
件名	全国大会等出場奨励金制度の創設について		
結果	令和7.12.19 第4回定例会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、陳情者の子供が日本将棋連盟主催の小学生将棋名人戦の県予選で優勝し、全国大会に出場することになったが、鹿児島県や本市には遠征費に対する助成金や奨励金制度がない一方で、他自治体では全国大会等への出場に係る助成金または奨励金制度が整備されており、特に姶良市は、「全国大会等出場奨励金」として、体育・文化活動を問わず、奨励金の交付を受けることができる。全国大会への出場は本市の文化振興・スポーツ振興に大きく寄与するものであることから、文化・スポーツ活動で全国大会等へ出場する市民に対し、奨励金を交付する制度の創設を要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、文化活動の全国大会等への出場に係る助成制度については、本市では音楽等文化活動出場費補助金（学校教育課所管）を設けている。同補助金の交付対象は、県代表として九州大会・全国大会に出場する市立小・中・高等学校の吹奏楽等の文化活動団体、対象経費は児童生徒の交通費、宿泊費及び楽器・機材等運搬費（引率者・保護者は対象外）、補助金額は対象経費合計額の2分の1（宿泊費は1泊6千円で算出）とし、上限額を小学校は九州大会20万円、全国大会25万円、中・高等学校は九州大会30万円、全国大会35万円としている。近年の実績は、令和5年度が37件（652万9,200円）、4年度が34件（605万4,500円）、3年度が22件（255万1,700円）となっている。なお、同補助金は、昭和62年度から交付しているが、市議会からの意見等を踏まえ、平成23年度には交付対象を音楽以外の文化部活動等（写真、文芸、ワープロなど）にも拡充しており、将棋に関しては、部活動であれば対象となる。

また、他都市の状況としては、本市を除く中核市61市のうち回答のあった54市については、助成制度を設けている市は28市で、そのうち部活動・学校のみを対象としている市は10市、本市を除く九州県都市7市のうち回答のあった5市については、同制度を設けている市は3市で、そのうち部活動・学校のみを対象としている市は2市、本市を除く県内18市のうち回答のあった14市については、同制度を設けている市は10市で、そのうち部活動・学校のみを対象としている市は1市となっている。なお、将棋への助成は、中核市では6市、県内市では1市において実績がある。

助成対象者については、同制度を設けている中核市28市のうち、18歳以下（小・中・高校生のいずれか）が15市、年齢制限なし13市、県内市10市のうち、18歳以下（小・中・高校生のいずれか）が4市、年齢制限なし6市となっている。

助成対象となる大会については、主な条件として、主催団体の公的性の観点から、文部

科学省や文化庁、NHKや連盟等の全国団体が主催や後援をしていること、都道府県予選などの選考を経て全国大会に出場するものであること、営利・商業的なイベントではないこと、毎年開催されていることや歴史ある大会であることとなっている。

財源については、同制度を設けている中核市28市のうち、一般財源のみが20市、基金の活用が7市、補助金と基金の活用が1市、県内市10市のうち、一般財源のみが9市、基金の活用が1市となっている。また、中核市及び県内市で基金の活用がある9市においては、寄附金や運用益を財源として活用しており、設置時の財源については、一般財源からの積み立て・寄附金が5市、寄附金のみが4市となっている。

なお、助成方法については、使途が自由な一定の金額を支出する奨励金や対象経費に対して一定割合を補助する補助金がある。

さらに、鹿児島県の状況としては、指定の県大会等へ参加する離島生徒の費用を一部助成する離島生徒指定大会遠征費助成金制度を設けている。

本市としては、市民の文化活動は活動の分野や主体が幅広く、全国大会等も多種多様であることから、助成対象の範囲の設定が難しく、財源確保の課題もあると考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「1点目に、現在、本市の補助金制度においては交付対象が限られており、公的性を有する全国大会に出場する児童生徒であっても、部活動でなければ交付対象とならないことから、陳情者が求める奨励金制度があることにより、公平な支援ができること。2点目に、中核市や県内市においては、全国大会等に出場する児童生徒等に対する支援制度が設けられている中で、将棋に対する支援実績が、中核市では6市、県内市では1市あることからも、本市においても同様の支援を必要とする児童生徒等がいると考えられること。以上のような理由から、奨励金制度は市民の文化振興に資するという陳情者の趣旨に賛同する立場から、本件については採択したい」という意見、「市民の多種多様な意見を市政に反映したい」という思いがある一方、本陳情については延べ3回にわたり審査を重ねてきた中で、1点目に、当局の答弁にもあったように、助成対象の範囲の設定が難しく、特に個人競技に関しては線引きが難しいこと。2点目に、市教育委員会において、部活動であれば児童生徒が交付対象となる補助制度があること。3点目に、陳情者は奨励金を交付する制度の創設を求めており、当局の説明によると、奨励金は使途が自由な一定の金額を支給するものとなっており、財源確保のほか、助成対象の範囲の設定が難しい状況等を踏まえると、議会としても、無責任に奨励金制度の創設を求めるることはできないと考えること。以上のようなことから、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。